

会議録

令和7年度第1回八代市人権政策審議会について、以下のとおり、審議会における発言及び審議経過等の内容を記した会議録を作成いたします。

八代市人権政策審議会 会長 米村 佳子 

○概要

1. 審議会名：令和7年度第1回八代市人権政策審議会
2. 日 時：令和7年6月26日（木） 午前10時から午前11時30分
3. 場 所：八代市公民館会議室 AB
4. 出席者：委員 今田桂子委員、太田一郎委員、嶋田和博委員、廣松泰子委員
松村康則委員、丸山智子委員、吉本洋一委員、米村佳子委員
欠席 村本恵子委員
職員 八代市市民環境部 岩崎部長、中村次長、竹下次長
人権政策課 上角課長、田中課長補佐、宮尾人権同和政策
係長、友田啓発推進係長 右山参事、大間主任
5. 傍聴者：なし

◇開 会：田中課長補佐

◇挨拶：岩崎部長

◇会長選出：米村佳子会長

◇副会長選出：吉本洋一副会長

◇会 議：宮尾係長（別紙、報告事項の資料等を説明する。）

（1）報告事項

- ・八代市人権政策事業について
資料3：人権政策事業 概要及び実績一覧
- ・八代市人権に関する市民意識調査（案）について
資料4：八代市人権に関する市民意識調査（案）

（2）その他

◇質疑応答等：内容は下記のとおり（要旨を記載する。）

（宮尾係長）人権政策事業 概要及び実績一覧を説明する。

（会長）事務局から報告がなされた八代市人権政策事業について、意見等ある委員は発言をお願いしたい

（A委員）人権問題は多種多様化している。以前人権擁護委員をしていたが段々と人権問題が難しくなっていると感じている。
小さなことからコツコツと継続は力なりというので、勉強させてもらいたいと思っている。

（B委員）5 ページの相談件数が減っているが、最近の相談内容の特徴とか傾向とかを教えてほしい。人権応募作品の作文が令和4年と比較する

と倍増している。作文が増えた理由、要因があるか。

(事務局) 相談の状況は毎年減少傾向にあったが、相談内容は、生活に関する相談が多い。

(C委員) 相談について、事務局の説明の中で、相談員1名が辞めたとあったが、相談者は相談の中身は変わらない。相談した相談員がいなくなったので減ったのか、悩みはそのまま残っているわけだから、あとどれくらい、解決まで至っているのか、わかれば教えていただきたい。

(事務局) 何回も同じ方が同じ相談を辞めた相談員にしていたことで、人数は変わらないが件数が減ってきている。と思っている。
どこまで解決に繋がったかというところについては、相談の中で解決するというより、解決できる機関を伝えるということを行っている。

(C委員) 相談して、出来れば解決まで向かうということをされた方が良く思う。人権特別相談員の制度が0というのは、ありえないと思うが、現在の社会的状況の中で、悩みが深い人もいるし、課題が大きい人もいるわけだから、周知徹底、広報はどうされているか。相談があるときにこういう制度があると伝える必要があるときは伝える。ゼロというのはよくわからない。

(会長) ゼロということに他の委員の意見はどうか。

(事務局) 特別相談員については、最初から対応する訳ではなく、専門的な知識が必要な要件がきた時に担当していただく。通常の人権相談では、刑事的なものは、警察を案内する。福祉的なものは、高齢者支援課等を案内する。特に法律的なものや専門的な人権課題となった時に初めて、特別相談員につなぐこととなる。大部分の方はその前の段階で弁護士、法律相談を案内しており、特別相談員がゼロという理由の一つであると思われる。
解決まで、関係機関と連絡を取り合っているが、相談員としての権限、出来る範囲内で連携している。
傾聴により、悩みを聞いて落ち着いたという件数が以前はかなり多くを占めていた。

(C委員) 相談の積み重ねが同じ人であれば、件数だけではなく、相談人数、同一の人は1と表に書いてあるとそういう傾向が見えてくるのかなと思った。

それから、民間の中で、人権相談をしている組織がある。相談を受けるだけではなく、その相手にも手を差し伸べる、折り合いをつけるということをやっている。行政はそこまでできないと思うが、民間ではそれをやっている所があるので、そこに委託することも考え

られたらどうかと思う。民間でやっているところは、資金的に苦しい。そのところも考えて欲しい。

(D 委員) 人権擁護委員が行っている活動や啓発活動は、先ほど説明があった人権政策課の活動と重なっている。協力できること、連携できることはやっていかななくてはいけないと思う。人権擁護委員は3つの委員会がある。子ども、男女共同参画、高齢者、障がい者委員会。それぞれにあったテーマの相談を行っている。先ほど意見として出された相談の相手にアクションを起こすことは、法務局ではできないかと思った。連携ができるなら、ぜひ、連携できれば良いと報告事項を聞かせてもらい思った。

(E 委員) 人権特別相談委員はゼロということだったが、できればでよいが、他の市町村はどうなっているのか次回、教えてもらえればと思う。自分は、まちづくり協議会に入っているが、来年でも、研修会を実施できればと思う。

(F 委員) 人権作品募集について、子ども達が中心と思うが、子どもの数が減っている中で、年々応募数が増えているのはすばらしいことだなと思った。以前は成人の募集はなかったと思うが、すそ野が広がって良いなと思った。成人の方の応募がどれくらいあるのか教えてほしい。

(事務局) 人権作品は令和5年から絵はがきの部門とメッセージの部門を追加した。令和5年から一般の方の応募が始まった。年に3名～5名の方の応募がある。
先ほど、B委員から質問があった作文について、令和6年度からは学校推薦方式で、学校から推薦して応募をいただいている。近年は高校からの応募も多い。
学校推薦方式をとったのが増えている理由である。

(G 委員) 先進地視察研修でたつの市、渋染一揆の資料館の説明をお願いする。人権相談事業について、NPO法人ちなもいでも相談を受けているが、かなり件数がある。こどもの不登校などいろんな話がある。相談にどう向き合いながら解決していけばよいか、日夜頑張っている。
相談事業に対し、市は、資金的援助をされるように考えてほしい。

(会長) 次の報告事項を事務局をお願いする。

(宮尾係長) 八代市人権に関する市民意識調査（案）を説明する。

(G 委員) 市民意識調査をされることは良いことだと思う。
八代市職員意識調査をしたが、その中で、市の条例について、詳し

く知っているか？と聞いたが、あることは知っているが内容は知らない、ほとんど知らない、という職員もいる。

市民意識調査を実施する前提として、市職員意識調査があるということを経験の皆さんに知っていてほしい。

この審議会で委員の皆さんから意見をいただくことで、市民意識調査に役立つと思う。

(G 委員) 設問の中に条例は入っているか

(事務局) 条例は外している。

(G 委員) 条例ができているが、ご存じですか？くらいは聞いてもよいのでは。と思う。

(事務局) 質問項目を検討する中で、最初は、法令等について、ご存じですか？という項目も入れていたが、検討の中で、質問数も限られることや、市民に対しての意識調査であり、職員に対する意識調査とは異なること、職員に対しては、法令については必要であるが、市民に対しては、法令より差別を受けた経験があるかの項目の方が良いということで、調整をした。

3000 名の方に意識調査をすることは、啓発のいいチャンスだととらえてもいるので、項目に入れることができるかは、検討してみたいと思うが、設問数は 30 問が限界ということがあるので、入れられないということであれば、条例についてのチラシなども入れながら、啓発をしていくという形もできればと思う。

(G 委員) せっかくの機会なので、なぜ調査するのかと、調査票が届いた人は思う。八代市は条例も作って調査を行っている。法律ができたから物事が進むわけではない。法律を皆さんにどうわかってもらえるのか。

手だてをするのが行政の仕事だと思う。

(会長) G 委員の意見を参考に検討してもらえたらと思う。

(C 委員) 分析した結果をこの審議会では報告されるのか。よければ一緒に分析しながらと思うが、スケジュールを教えてください。

(事務局) 分析等については業者に委託しているので、報告書が完成した後に審議会に報告させていただければと思っている。

(B 委員) 市の条例の広報・周知について、アンケート用紙の表紙・裏表紙の条例に基づいて調査をやっているという言葉が添えたり、国・県の人権の取組のリンクを貼るとか、この機会を有効に活かしたらどうかと思っている。

◇諸 連 絡：宮尾係長

現地研修への参加を案内及び報酬について説明。

◇閉 会：田中課長補佐